

## 非行政書士の撲滅に向けて

私たち行政書士は国民と行政を繋ぎ、複雑かつ多様化する行政事務の円滑な実施に寄与すべく、高度な法的知識と専門能力を向上させるため、日々研鑽に努め業務に邁進しております。

しかしながら、各種許認可・登録・免許等の申請並びに届出等において、行政書士でない者（非行政書士）が日常的に手続きを行っている事案が散見され、結果として県民等に甚大な不利益を与えかねない事態になっております。

中には、許認可申請書類等を作成し会費・手数料等何らかの名目で報酬を得て、本人申請を装い提出代理を行う悪質な個人・団体も見受けられる状況です。

従いまして、行政書士及び行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を業務として作成することは、他の法律（弁護士法、税理士法等）で別段の定めがない限り行政書士法第19条第1項の規程に違反した場合は同法第21条に基づく法律違反となり、違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとされておりますのでご注意ください。

茨城県行政書士会としては、かかる違法・不法行為について到底看過できるはずもなく、毅然とした対処をさせていただき所存です。

当該状況をご理解いただき、県民の皆様におかれましては、申請等を依頼される方が行政書士であるかどうか、また、関係機関の皆様におかれましては、本人確認等の窓口対応をお願いいたしたく存じます。

※行政書士であるかどうかは、証票（行政書士の身分証明書）を提示していただくか、下記の日本行政書士会連合会HPの行政書士会員検索をご確認下さい。

日本行政書士会連合会HPの行政書士会員検索へリンク

[行政書士会員検索 | 日本行政書士会連合会 \(gyosei.or.jp\)](https://gyosei.or.jp/)